

概要版

第2期 豊中市教育振興計画

令和3年度～令和10年度(2021年度～2028年度)

豊かな夢を子どもたちとともに描く学びと創造のまち とよなか
～大きな夢を抱いてほがらかに生きよう～



令和3年(2021年)3月
豊中市教育委員会

計画策定の概要

計画策定の背景と目的

本市では、平成 22 年(2010 年)3月に「豊中市教育振興計画」を策定し、『人とつながり、未来を拓く「学びの循環都市」をめざして』教育行政に取り組んできました。この間、社会経済情勢は急速に変化し、教育をめぐる環境や課題も複雑化・多様化してきています。

これらの変化や課題に対応するために、令和元年度(2019 年度)に実施した市民意識調査や教育振興計画の振り返りの結果等や令和2年度(2020年度)に新たに発生した課題をふまえ、令和3年度(2021年度)からの教育行政の方向性を明らかにし、関連施策を総合的・計画的に進めていくことを目的として、計画を策定するものです。

SDGs に基づいた施策展開

本計画では、持続可能な開発目標 SDG s の全 17 の目標分野のうち、「目標 1 貧困をなくそう」、「目標 3 すべての人に健康と福祉を」、「目標 4 質の高い教育をみんなに」、「目標 5 ジェンダー平等を実現しよう」、「目標 8 働きがいも経済成長も」、「目標 9 産業と技術革新の基盤をつくろう」、「目標 10 人や国の不平等をなくそう」「目標 11 住み続けられるまちづくりを」、「目標 16 平和と公正をすべての人に」、「目標 17 パートナーシップで目標を達成しよう」の 10 分野に関わる施策内容を含んでいます。



計画期間

計画期間は、令和 3 年度(2021 年度)から令和 10 年度(2028 年度)までの 8 年間とし、4 年後に中間見直しを行うものとします。

	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
教育振興基本計画(国)	第3期教育振興基本計画					第4期					
教育振興基本計画(大阪府)	H25~(10年)										
第4次豊中市総合計画	前期基本計画					後期基本計画					
第2期豊中市教育振興計画						(8年) ▲ (見直し)					

計画の理念

豊かな夢を子どもたちに ともに描く学びと創造のまち とよなか

～大きな夢を抱いて ほがらかに生きよう～

本計画においては、子どもから大人までのつながりを大切にしながら、豊中の市民・子どもたちが夢や希望を持って力強く生き、社会の担い手として自立した存在となり、揺らぐことのない力を身につけていけるように、主に下記のような人づくりをめざし、「豊かな夢を子どもたちに ともに描く学びと創造のまち とよなか」を基本理念に掲げます。

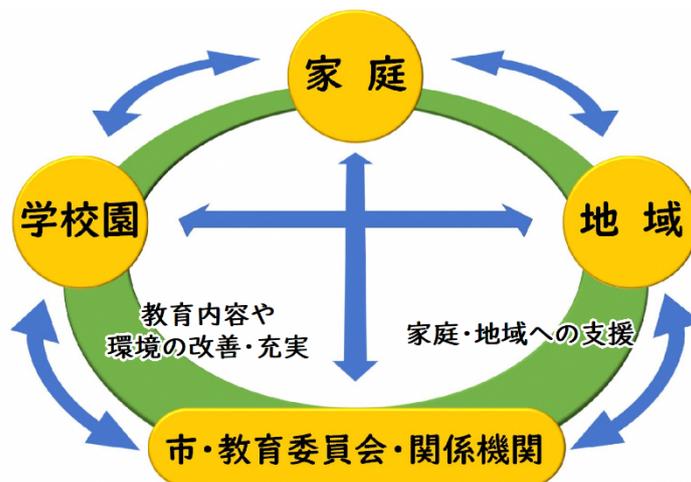
- 夢や希望を持ち、変動する社会情勢や国際社会の中で、たくましく未来を切り拓く人
- とよなかへの愛着と誇りを持ち、生涯にわたり健康を保ちながら学び続ける人
- 生命と人権を尊重し、多様性を認め合いながら、社会を共に支えあえる人

副題の「～大きな夢を抱いて ほがらかに生きよう～」は、本市の名誉市民であるノーベル物理学賞を受賞した南部陽一郎さんから本市の学び続ける若者や子どもたちへのメッセージとして頂いた言葉です。

メッセージには、「最近の若者は大きな夢を抱きにくいのではないかと感じています。何でも手に入る時代ですが、手の届かないところにある大きな夢を描いて生きていただきたい。目先のことばかり考えるのではなく、長い間抱き続けられるような夢を、ぜひ持ってください。達成できるとできないにかかわらず、夢見ることは大事なことです。」との思いが込められています。

本計画においては、「年齢にかかわらず全ての市民が大きな夢をもって学び続けてほしい」との思いを込めて、基本理念の副題として掲げています。

[基本理念を具現化するための大きな仕組み（イメージ）]



連携・協働
基本理念を共有し、ともに実現

施策の体系

基本理念を具現化するための、施策の方向性とその体系は、次の通りです。

豊かな夢を子どもたちとともに描く学びと創造のまちとよなか
大きな夢を抱いてほがらかに生きよう

基本方向 1

保育や幼児教育の充実を進めます

- ①保育・幼児教育の充実
- ②保育・幼児教育の質の確保・向上
- ③乳幼児期から小学校生活への円滑な移行の推進

基本方向 2

子どもたちの学びを高める環境づくりを進めます

- ④確かな学力と体力の向上
- ⑤豊かな人間性の育成
- ⑥小中一貫教育の推進
- ⑦ともに学ぶ教育の推進
(障害のある児童生徒への支援、帰国・渡日等児童生徒への支援など)
- ⑧いじめ防止と不登校支援の充実
- ⑨学校における働き方改革の推進
- ⑩教育環境の整備

基本方向 3

子ども・若者がそれぞれの力を活かし、社会に関わっていくことができるよう支援します

- ⑪活動や交流ができる機会の充実
- ⑫子どもたちの居場所づくり
- ⑬子どもたちの健全な育成

基本方向 4

子どもたちを育む学校・家庭・地域の連携・協働を進めます

- ⑭学校と家庭、地域をつなぐしくみづくりの推進
- ⑮コミュニティ・スクールの導入
- ⑯家庭や地域の教育力向上の支援
- ⑰地域での子育て環境づくり

基本方向 5

生涯を通じた学びの機会の充実と成果を活かせる場や機会づくりを進めます

- ⑱学びの支援と学習機会の充実
- ⑲地域における学習活動などの推進
- ⑳(仮称)中央図書館を核とした生涯学習推進拠点の整備

基本方向 6

文化芸術・スポーツの振興、歴史・文化資源の保全・活用を進めます

- ㉑歴史・文化遺産の保護(保存と活用)と文化芸術の振興
- ㉒スポーツの振興

施策の展開

基本方向 1

保育や幼児教育の充実を進めます

保育ニーズをふまえた保育定員の確保を進めるとともに、乳幼児期から義務教育期まで発達段階に応じた連続性のある保育及び幼児教育を展開していくため、質の確保・向上に取り組みます。

また、平成 29 年(2017 年)3 月に改訂(平成 30 年(2018 年)4 月施行)された幼稚園教育要領や保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領をふまえ、豊中市の公立民間で策定した「豊中市 教育保育環境ガイドライン」を活用し、市内の全就学前施設の教育・保育の質の向上をめざすとともに、子どもの人と関わる力や思考力、感性や表現する力を育み、主体的に自己を発揮し、学びに向かう力が培えるよう取り組みを進めます。また、幼児期から小学校への接続が円滑に行えるよう支援します。

めざす姿

- 子どもが安全に安心して遊びや学びに向かえ、一人ひとりの個性や創造力を伸ばせる教育・保育の環境が整っていること
- 就学前の子どもが発達段階に応じて質の高い保育及び幼児教育を受けていること
- 乳幼児期から義務教育期間まで発達段階に応じた連続性のある教育・保育が提供され、義務教育段階へ円滑に接続されていること

基本方向 2

子どもたちの学びを高める環境づくりを進めます

義務教育段階の子どもたちには、これからの予測困難な時代に対応していくための「生きる力」を育むことをめざします。また、自ら課題を見つけ、学び、考え、判断して行動していくことができるように、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら子どもたちが学びを高めていけるよう取り組みます。

学校教育の推進にあたっては、ICT を今まで以上に効果的に活用して、子どもの学びを保障することは重要です。不登校や、支援を要する児童生徒、日本語指導の必要な児童生徒等、子どもたちの多様なニーズに対応するよう、研究を進めていきます。また、保護者との連携や教職員の事務負担軽減、学校文書のデジタル化、ペーパーレス化も推進していきます。

また、支援学級に在籍する児童生徒や外国にルーツを持つ帰国・渡日等児童・生徒の増加等を背景に、多様化・複雑化する介助・教育ニーズに対応するとともに、学校における児童生徒の安全性を確保するため、ソフト・ハードの両面から子どもたちの学びを高める環境づくりを進めます。加えて、義務教育 9 年間を見通した一貫性のある教育を充実させるため、小中一貫教育を推進するとともに、分割校の解消と学校規模の適正化を進めます。

あわせて、学校におけるマネジメント機能が十分に発揮できるよう、共同学校事務室 の設置により事務体制を強化し、業務改善を図ることにより、教員一人ひとりの児童生徒に向き合う時間が確保できるように取り組むとともに、長時間労働が全国的な問題となっている教職員の負担軽減に向けて、学校における働き方改革を推進します。

- 自らの課題を見つけ、学び、考え、判断し学習の意義を共有しながら「生きる力」を育む教育が実践されていること
- 小学校から中学校への円滑な移行をめざし、すべての中学校区で義務教育9年間を見通した一貫性のある教育が実践されていること
- ICTを活用し災害や不登校などにおいても学びが保障されると共に、児童・生徒一人ひとりの能力に応じた学習が展開されていること
- 道徳教育や読書などを通じ、豊かな人間性を育む教育が実践され、社会生活を営むための基本となる力が育成されていること
- 学校図書館が学習情報センター、読書センター、教員支援センターの機能を担っていること
- 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が「ともに学び、ともに育つ」教育が実践されると共に、帰国・渡日等児童生徒など外国にルーツを持つ子どもへの支援が推進されていること
- いじめの未然防止・早期発見・迅速な事案対処が実施され、児童生徒にとって安心できる学校となっていること
- 学校における働き方が適正化され、教職員がゆとりをもって児童生徒と向き合う時間があること
- 小・中学校の学校規模や通学区域が見直され、より充実した教育環境が提供されていること

基本方向3

子ども・若者がそれぞれの力を活かし、社会に関わっていくことができるよう支援します

社会全体の変化が激しく、子ども・若者を取り巻く環境も変化し、将来が予測困難な状況の中、子ども・若者が夢をもって健やかに育ち、それぞれの力を身につけ活かしていけるよう支援していくことが求められます。

子ども・若者の育ちを支える機会や居場所づくりとして、子どもたちが社会につながる多様な教育に向けた活動や交流ができる機会の充実、子どもたちが安全に安心して自分らしく過ごせる居場所づくり、保護者、地域等と連携した健全な育成に関わる取組みを進めます。

- 子ども・若者が夢を持ち、将来の社会参画に向かって学びや多様な体験を多彩に展開していること
- 家庭や学校以外の放課後等でも「子どもの居場所」が充実し、子どもたちが安全に自分らしく過ごしていること
- 困難を抱えた子どもや若者が安心して自分らしく生きていけるよう、行政内の部局連携をはじめ、地域や社会福祉協議会などの関係団体及び警察や子ども家庭センターなどの関係機関連携が充実し、健全な育成のための環境が整っていること

基本方向 4

子どもたちを育む学校・家庭・地域の連携・協働を進めます

子どもたちの育ちを支え、育んでいくためには、学校・家庭・地域が連携・協働して進めていくことが重要です。基本方向3の「子ども・若者への支援」の取組みを進めていく上でも、学校・家庭・地域の連携・協働が欠かせないものとなります。

制度や人材の充実など、学校と家庭、地域をつなぐしくみづくり、家庭や地域における教育力の向上、地域での子育て環境づくりを進めます。

めざす姿

- 学校を拠点に家庭や地域などのコミュニティ全体で子ども達の育みを支える社会となっていること
- 妊娠期から学齢期以降まで地域社会全体で子育て家庭を見守る社会となっていること
- 地域コミュニティ全体で子育て・子育て支援の取組みができる社会になっていること

基本方向 5

生涯を通じた学びの機会の充実と成果を活かせる場や機会づくりを進めます

生涯学習は、一人ひとりの人生を豊かで充実したものにする自己実現のため、生涯のあらゆる場面で行われる学習、教育活動であり、また、学んだ人が次は教える立場でその成果を社会へ広げ、還元することで学びの輪をつくり、より良い社会を作り出すことでもあります。

生涯学習を取り巻く我が国の状況としては、近年いくつかの答申や法改正が見られました。

平成 18 年(2006 年)12 月には教育基本法が約 60 年ぶりに改正され、生涯学習の理念として、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と規定されました。

平成 20 年(2008 年)6 月には社会教育法が改正され、国及び地方公共団体の任務として「国民の学習に対する多様な需要をふまえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする」と規定されるとともに、その任務を行うにあたり、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする」と示されました。

平成 30 年(2018 年)12 月に中央教育審議会より出された答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」では、「学習者のニーズに応えるとともに、多様かつ複合的な地域課題により効果的に対応するため、社会教育行政担当部局と首長部局との連携を強化することはもとより、社会教育関係団体、企業、NPO、学校等の多様な主体との連携を強化することが求められている。」と示されました。生涯学習を推進していくにあたり、これらの背景をふまえ、施策を進めていきます。

人生 100 年時代においては、生涯を通じて自らの人生を設計し、学び続け、学んだことを生かして活躍できるようにすることが求められます。

すべての市民が、人生を豊かに生きられるよう、市民の多様な学習意欲に対応し、生涯を通して学ぶこ

とができる機会を充実させるとともに、それぞれの学びの成果を社会で生かす機会の創出や、社会教育に関わる団体・グループや人材の育成を進めます。

また、生涯学習の推進拠点となる、図書館や公民館等の機能を高め、地域や関係機関などとの連携を進めながら、社会教育の充実を図ります。

めやす姿

- 生涯を通していつでも誰でも学ぶことができるように、多様な主体による連携・協働のもとで様々な学習機会が充実していること
- 学びを通じて多世代が交流し、高齢者の社会参加と子ども達の育みが促進されていること
- 新たな図書館ネットワークが地域の学びの拠点となり、学びに対する社会情勢や市民ニーズの変化に柔軟に対応していること

基本方向 6

文化芸術・スポーツの振興、歴史・文化資源の保全・活用を進めます

本市では、古くから教育文化都市として、市民による様々な文化芸術活動が盛んに行われてきています。また、本市は、豊富な歴史資源を有しています。文化芸術活動の担い手づくりと市民や芸術家等との多彩な人材による交流の機会、まちの歴史を学ぶ機会は、人と人とのふれあいをつくり、地域の歴史や文化芸術への理解や愛着を育むとともに、市内外に豊中の魅力を発信する大きな力になります。

また、子どもから高齢者まで、スポーツ等を通じた世代間交流や健康な体づくりも大切になっています。文化芸術活動・スポーツの場や機会を充実させ、市民の豊かな感性や想像力、健康を育むとともに、歴史・文化遺産を大切に受け継ぎ、魅力あふれる市民文化の創造に取り組みます。

めやす姿

- 郷土の歴史や文化への関心が高まり、地域への誇りと愛着が育まれていること
- 芸術家や市民と連携が活発化し、文化芸術に親しむ機会が充実していること
- 手軽にライフステージに対応した生涯スポーツに親しめる環境が充実していること
- スポーツを通して世代間交流や地域コミュニティが活発化していること